

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：いの町長、いの町議会議長、いの町教育委員会、
いの町選挙管理委員会委員長、いの町農業委員会会長、いの町水道事業者

* 「男女の給与の差異」は、各区分の男女別の給与の総額を元に算出しています。

1. 全職員に係る情報

所属区分	職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
病院以外	任期の定めのない常勤職員	95.7%
	任期の定めのない常勤職員以外の職員	126.0%
	全職員	67.7%
病院	任期の定めのない常勤職員	80.1%
	任期の定めのない常勤職員以外の職員	111.2%
	全職員	108.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

所属区分	役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
病院以外	本庁課長相当職	98.3%
	本庁課長補佐相当職	98.3%
	本庁係長相当職	103.1%
病院	本庁課長相当職	56.3%
	本庁課長補佐相当職	170.3%
	本庁係長相当職	119.2%

(2) 勤続年数別

所属区分	勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
病院以外	36年以上	94.8%
	31～35年	94.5%
	26～30年	90.4%
	21～25年	90.7%
	16～20年	79.4%
	11～15年	94.7%
	6～10年	100.2%
	1～5年	102.6%
病院	36年以上	—
	31～35年	115.6%
	26～30年	94.8%
	21～25年	92.8%
	16～20年	90.1%
	11～15年	83.1%
	6～10年	62.3%
	1～5年	70.5%

病院の36年以上の差異がーの理由は、男性職員が不在のためである。

【説明欄】

全職員に係る男女の給与の差異が、病院以外では67.7%と女性の給与の割合が低いのは、短時間勤務の会計年度任用職員の割合が高いことが影響している。

役職段階別の課長相当職と課長補佐相当職の男女の給与の差異が、病院以外では98%とほぼ差がないが、病院では課長相当職が56%、課長補佐相当職が170%と差が大きい、これは、職種による給与の差が要因である。

勤続年数別の男女の給与の差異で、病院以外の女性の給与の割合が低いのは、女性の管理職の割合が低いことや扶養手当や住居手当を支給している割合が低いことが要因として挙げられる。(男性 扶養手当支給割合69%、住居手当支給割合52%)

また、16～20年の女性の給与の割合が特に低いのは、職種による給与の差が要因である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。